する。

日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



行 東京都

五十三号)

<u>の</u>

部を次のように改正する。

とし、オをエとする。

別表産科医療補償制度加算料の項中

「一万六千円」

発

第二条第一項第一号三中イを削り、

ウをイとし、

エをウ

東京都立病院条例施行規則

(昭和三十六年東京都規則

 \triangleright

次

「一万二千円」

に改める。

目

る。

第二条第一項第一号三の改正規定は、公布の日から施行す

この規則は、

令和四年一月一日から施行する。ただし、

規

○東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則 ------(病院経営本部サービス推進部事業支援課)

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案 等 (二件) …………(環境局総務部環境政策課

○東京都環境影響評価条例による調査計画書……(同)…|=

○土地区画整理事業の清算金交付通知書の送付に代 ………(都市整備局第一市街地整備事務所管理課

則

規

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布

令和三年十一月

東京都知事

小

池

百 合子

●東京都規則第三百十二号

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する

規則

示

告

●東京都告示第千三百三十六号

十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づ き、 五十二条の規定により、 の規定に基づき、 について、環境影響評価書案(以下「評価書案」とい 東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九)及びその概要の提出があり、 (仮称) 小山三丁目第一地区第一種市街地再開発事業 事業段階関係地域を定めたので、 次のとおり告示する。 条例第四十九条第一項 条例第 六 Ŧi.

令和三年十一月二日

東京都知事 小 池 百 合 子

事業段階関係地域の範囲

品川区 目、荏原七丁目、平塚二丁目、平塚三丁目、三丁目、荏原四丁目、荏原五丁目、荏原六丁 小山六丁目、荏原一丁目、荏原二丁目、荏原目、小山三丁目、小山四丁目、小山五丁目、 丁目、小山台二丁目、小山一丁目、小山二丁西五反田四丁目、西五反田五丁目、小山台一 中延一丁目及び西中延一丁目の区域

> 目黒区 下目黒五丁目、下目黒六丁目、目黒本町三丁 本町六丁目及び原町一丁目の区域 目黒本町四丁目、目黒本町五丁目、 月黒

事業者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所

地

小山三丁目第一地区市街地再開発準備組合

理事長 石井 和正

品川区小山三丁目二十一番十号ARK21武蔵小山二

対象事業の名称及び種類

三

高層建築物の新築 (仮称) 小山三丁目第一地区第一種市街地再開発事業

四 対象事業の内容の概略

らなる複合施設を新築するものである。 クタールの事業区域において、 対象事業は、 品川区小山三丁目に位置する約 住宅、 · 五

環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

行い、その結論は別記のとおりである 合い活動の場、 水循環、日影、 事業者は、 大気汚染、 廃棄物及び温室効果ガスについて評価を 電波障害、 騒音・振動、 風環境、 景観、 土壌汚染、 自然との触れ 地盤、

(-評価書案の縦覧 期間

Ļ 和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く 令和三年十一月二日から同年十二月一日まで。 日曜日、 土曜日及び国民の祝日に関する法律 昭

午前九時三十分から午後四時三十分まで

 (\Box)

時間

 (Ξ) 場所

(第17451号) 東 京 都 公 報 令和3年11月2日(火曜日) 七 (四) (Ξ) 都民の意見書の提出 ア ゥ イ ア 提出先 期限 提出方法 三階 記載事項 令和三年十二月十六日 称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務 持参、郵送又は電子メール 八番一号 所又は事業所の所在地) 電子メール 持参又は郵送 対象事業の名称 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名 東京都多摩環境事務所管理課 目黑区環境清掃部環境保全課 環境の保全の見地からの意見 東京都環境局総務部環境政策課 目黑区上目黑二丁目十九番十五号 品川区広町二丁目一番三十六号 品川区都市環境部環境課 送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに 郵便番号一六三-八〇〇一 新宿区西新宿二丁目 東京都環境局総務部環境政策課 立川市錦町四丁目六番三号 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁 東京都立川合同庁舎 nt/reading_guide/index.html 掲載する。 ホームページアドレス https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessme

(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

評価の結論は、表 1 (1) ~ (8) に示すとおりである。 た上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の 対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や事業区域周辺の状況を考慮し

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	《工事の施行中》
	【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】
	二酸化窒素について、全工事期間のうち、建設機械からの排出量が最大となる時期において予測
	を行った結果、二酸化窒素の将来機度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は
	0.041ppm であり、環境基準値(0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下)を下回る。強設機
	被の鞍働に伴う寄与率は11.3%である。
	また、浮遊粒子状物質について、全体工事期間のうち、建設機械からの排出量が最大となる時期に
	おいて予測を行った結果、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換し
	た値は 0.046mg/m³ であり、環境基準値(0.10mg/m³ 以下)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は
	1.6%である。
	工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分
	検討し、建設機械の集中稼働を避けた作業の平準化に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の
	使用に努めるアドキに、建設機械のアイドリングストップの厳守等により、二酸化窒素及び浮游粒子状

【工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】

0.040ppm であり、環境基準値(0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下)を下回る。工事用 車両の走行による寄与率は0.2~0.6%である。 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は 0.039~

0.045mg/m³であり、環境基準値(0.10 mg/m³以下)を下回る。工事用車両の走行による寄与率は 0.1% また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は

《工事の完了後》

【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】

による寄与率は 0.1%未満である。 であり、環境基準値(0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下)を下回る。関連車両の走行 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は 0.039ppm

0.045mg/m³ であり、環境基準値(0.10mg/m³ 以下)を下回る。 関連車両の走行による客与率は 0.1% また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は (次項に続く)

表一 િ 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	【駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】
(続き)	予測した二酸化窒素の将来濃度 (年平均値)を日平均値 (年間 98%値) に変換した値は 0.039ppm で
	あり、環境基準値(0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下)を下回る。駐車場の供用に伴う
	寄与率は 0.2%である。
	また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は
	0.045mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³以下)を下回る。駐車場の供用に伴う寄与率は 0.1%未満
	である。
2. 騒音·振動	《工事の施行中》

【建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音】

2

ベル(Las)は、I -②敷地の境界北側で 79 dBと予測され、勧告基準値(80 dB)を下回る 建設機械の稼働に伴う騒音が最大となる工事着手後 6~11ヶ月目の敷地境界付近における騒音レ

【建設機械の稼働に伴う建設作業の振動】

ベル(Lin)は、I -②敷地の境界北側で 69 dBと予測され、勧告基準値(70 dB)を下回る 建設機械の稼働に伴う騒音が最大となる工事着手後 6~11ヶ月目の敷地境界付近における振動レ

【工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音】

準値を下回る。騒音レベルの増加分は、最大で 1dB であった。 本事業の工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(Lace)は、昼間 61~66 dBであり、環境基

また、工事用車両が一時的に集中しないよう工事工程を平準化する等により、さらなる道路交通騒

【工事用車両の走行に伴う道路交通の振動】

dB、夜間 60 dB)を下回る。振動レベルの増加分は、昼間・夜間ともに 1dB 未満であった。 dBであり、規制基準値(第一種区域において昼間 60 dB、夜間 55 dB、第二種区域において昼間 65 本事業の工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L.p)は、昼間 40~49 dB、夜間 31~46

《工事の完了後》

【関連車両の走行に伴う道路交通の騒音】

64 dBであり、環境基準値を下回る。騒音レベルの増加分は、昼間は最大で 1dB、夜間は 1dB 未満で 本事業の関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(Lacq)は、昼間は 61~66 dB、夜間は 57~

【関連車両の走行に伴う道路交通の振動】

dB、夜間 60 dB)を下回る。振動レベルの増加分は、昼間・夜間ともに 1dB 未満であった dBであり、規制基準値(第一種区域において昼間 60 dB、夜間 55 dB、第二種区域において昼間 65 本事業の関連車両走行に伴う道路交通の振動レベル(L_{IO})は、昼間は 43~49 dB、夜間は 38~46

表 <u>ශ</u> 環境に及ぼす影響の評価の結論

4. 地盤 土壤汚染 項目 された沖積層(A)の地下水の水位低下による地盤沈下が考えられるが、遮水性の高い SMW を採用 れる。これに対し、計画建築物の地下躯体が占める範囲は、帯水層である武蔵野礫層等の分布と比 比較的広範囲にわたり連続して分布し、凹地・浅い谷に堆積された沖積層(A)も事業区域周辺に見ら より、地下水の流況が変化し、地盤沈下が生じる可能性がある。 野礫層(Mg)が G.L.-10.5~-14.0m 付近と見込まれるため、山留壁の設置及び地下構造物の存在に 画であることから、掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び変形の程度は小さいと考える。 留壁として剛性及び遮水性の高い SMW を十分な深度(支持層である上総層群(Ka))まで施工する計 し、帯水層の武蔵野礫層(Mg)よりも深い深度(支持層である上総層群(Ka))まで施工することで地下 確保条例」に基づき「汚染拡散防止計画書」を作成し、関係機関と調整を行ったうえで飛散・拡散の適 設があった箇所もあり、有害物質を使用していた可能性がある 現在は有害物質を使用する可能性がある施設はない。しかし、過去には土壌汚染のおそれがある施 《工事の施行中》 ベ限定的なものであり、工事完了後の地下水は地下構造物の周囲を迂回して流れるものと考えられ (Ka))まで施工した上で、構造物を約 G.L.-17.0m まで構築する計画である。第一帯水層である武蔵 《工事の完了後》 土壌汚染が周辺地域に影響を及ぼすことはないと考える。 切な防止措置を実施するとともに、その内容を事後調査において明らかにする 【地下構造物の存在等に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】 【掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び変形の程度】 【掘削工事に伴う地盤沈下の範囲及び程度】 【汚染土壌の掘削・移動等に伴う土壌への影響の内容及びその程度) 既存資料及び現地調査結果を踏まえると、盛土及び帯水層の武蔵野礫層(Mg)は事業区域周辺の 本事業では最深部の掘削工事において、外周部に山留壁である SMW を十分な深度(上総層群 以上のことがら、掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び変形の程度は小さく、評価の指標を満足す 掘削工事に伴う地盤の変形及び程度としては、山留壁の変形による地盤の変形が考えられるが、山 以上のことから、掘削工事に伴う地盤沈下の範囲及び程度は小さく、評価の指標を満足するものと 掘削工事に伴う地盤沈下の範囲及び程度としては、盛土及び事業区域周辺の凹地・浅い谷に堆積 以上の対策を講じることにより、事業の実施に伴い新たな地域に土壌汚染を拡散させることはなく なお、土壌汚染状況調査の結果、土壌汚染が確認された場合には、「土壌汚染対策法」及び「環境 現時点で事業区域内の既存施設は供用中であるため、土壌汚染の状況を確認することはできず、 事業の実施にあたっては、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づく手続きを行う 評価の結論

環境に及ぼす影響の評価の結論

(掘削工事等に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度)

5. 水循環

《工事の施行中》

により、掘削底面からの地下水が湧出することを抑制できることから地下水の水位及び流況に著しい影 ·帯水層の武蔵野礫層(Mg)の分布深度よりも深い難透水層である上総層群(Ka)まで根入れすること 本事業では、遮水性の高いSMWを採用し、上総層群(Ka)まで根入れする計画である。山留壁を第

《工事の完了後》

響を与えることはなく、評価の指標を満足するものと考える。

【地下構造物等の存在等に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度】

する計画である。第一帯水層である武蔵野礫層 (Mg) は G.L.-10.5m~-14.0m 付近と見込まれるため、 度よりも十分に深い深度(上総層群(Ka))まで施工した上で、地下構造物をG.L.-17.0m付近まで構築 山留壁の設置及び地下構造物の存在により、地下水の流況に影響を及ぼす可能性がある 本事業では最深部の掘削工事において、外周部に山留壁である SMW を武蔵野礫層(Mg)分布深

が建築されても地下水流は地下構造物の周囲を迂回するものと想定される。また、工事の完了後にお 辺の比較的広範囲にわたり連続して分布し、凹地・浅い谷に堆積された沖積層(A)も事業区域周辺に 見られる。これに対し、計画建築物の地下躯体が占める範囲は限定的なものであることから、地下躯体 、て地下水の揚水は計画していない。 既往資料調査及び現地調査結果を踏まえると、盛土及び帯水層の武蔵野礫層(Mg)は事業区域周

く、評価の指標を満足するものと考える。 以上のことから、地下構造物の存在等に伴う地下水の水位及び流況に著しい影響を与えることはな

《工事の完了後》

6. 田宗

【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】

日影の状況の変化の程度】 【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の

た範囲であり、日影の影響を低減していると考える る。これにより、計画建築物による 2.5 時間以上の日影が生じる範囲は概ね事業区域の北側の限られ 区域周辺地域への日影の影響を低減するため、高層様については極力南側に配置した計画としてい 計画建築物による 2.5 時間以上の日影は、日影規制対象区域内には生じないと予測された。事業

以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定

令和3年11月2日 (火曜日)

9 環境に及ぼす影響の評価の結論

7. 電波障害 景観 風環境 項目 オープンスペースを整備し、公共空間と連続しながら施設低層部の商業店舗や緑地と一体となった賑 A(住宅地相当)及び領域 B に相当する風環境が維持されるものと考える。 成」を満足するものと考える。 行者空間を確保する計画とする。また、屋上の設備機器は外縁部から後退させ施設壁面や周辺建物 ルム沿いは壁面の後退位置を統一し、店舗の賑わいの連続した街並みを形成するとともに快適な歩 わいと憩いの空間とする。また、武蔵小山商店街パルム沿いを除く敷地外周部は歩道状空地を確保 図られ、評価の指標とした「賑わいがあり歩いて楽しく、生き生きとした活力の感じられる街並みの形 接する建物や武蔵小山駅前広場との歩行者空間のつながり「賑わいの連続性や快適な歩行者空間 と調和する色彩・素材にて目隠しを行うなどの景観への配慮を行った計画とする。 し、隣接する建物や武蔵小山駅との安全で快適な歩行者動線を確保する。一方で武蔵小山商店街パ れるため主要な景観構成要素は大きく変化しないものと予測する 地する市街地景観を呈している。工事完了後には、現況同様、高層マンションを含む建築物が建設さ 層市街地相当)となり、風環境は改善される 420 号線沿いの庇の設置等の防風対策を講じることにより、領域 C 及び領域 D の地点は領域 B (低中 点、領域 D(強風地域相当)となる地点が1地点生じると予測される。しかしながら、防風植栽や都道 対策を講じることにより、テレビ電波の受信障害は解消すると考えられる。 《工事の完了後》 の確保」「壁面の分節化を図るなどの意匠的な配慮」「屋上設備の建築物本体の調和」等との整合が 《工事の完了後》 《工事の完了後》 【平均風向、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化 【計画建築物の設置に伴うテレビ電波の遮へい障害及び反射障害) 【主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度】 これらのことから、「品川区景観計画」における武蔵小山駅周辺地区の景観形成基準に示される「隣 以上のことから、計画産築物の存在により、事業区域周辺地域の風環境に変化はあるものの、領域 以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足するものと考えら 計画建築物によるテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な受信障害 また、本事業の実施に伴い、都市計画道路(都道補助 26 号線)沿いや駅前広場と隣接する位置に 事業区域周辺の景観の構成要素は、商業ビル、オフィスビル、マンション等の中・高層建築物が立 防風対策を行わない場合、計画建築物の建設後に領域 C(中高層市街地相当)となる地点が 4 地 計画建築物により、地上デジタル放送及び衛星放送の遮へい障害が生じると予測する (次項に続く)

6 環境に及ぼす影響の評価の結論

基皿	評価の結論
9. 景観	【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】
(続き)	近景域においては、都市計画道路(都道補助 26 号線)沿いや武蔵小山商店街パルムと隣接する広
	場や、施設低層部の商業店舗や緑地と一体となった賑わいと憩いの空間が形成され、武蔵小山駅前
	広場や周辺の商店街、隣接するペルム駅前地区等と相まって賑わいの連続した都市景観が形成され

るものと予測する。

「まちのシンボルとなるスカイライン」の頭頂部形成に寄与する計画とする。

また、中景域では周辺の高層建築物と連続し、「武蔵小山駅周辺地域街並み誘導指針」に示される

これらのことから、「品川区景観計画」における武蔵小山駅周辺地区の景観形成基準に示される賑

【圧迫感の変化の程度】

生き生きとした活力の感じられる街並みの形成」を満足するものと考える

辺建物群のスカイラインと調和」等との整合が図られ、評価の指標とした「賑わいがあり歩いて楽しく、 おいの連続性や快適な歩行者空間の確保」「『武蔵小山駅周辺地域街並み誘導指針』を踏まえた周

より、圧迫感の軽減を図る 彩基準に適合する周辺環境と調和した配色を行い、敷地内、屋上や壁面の緑化を積極的に行うことに 敷地境界線から一定の距離をとった配置とし、「品川区景観計画」における武蔵小山駅周辺地区の色 工事完了後の計画建築物による形態率は、現況と比較して 4.7~15.0%増加するが、計画建築物は

これらのことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものと考える

《工事の施行中》

10. 自然との

活動の場 触れ合い 【自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度】

|荏原北西部コース]、「荏原南西部コース]、「西玉反田コース]の 3 コースを工事車両が通行する計 工事の施行中は、現況調査を実施した散策コースの内「武蔵小山商店街と薬草園コース」を除く、

守、主要箇所への交通誘導員の配置等を適切に行うことにより、評価の指標を満足するものと考える。 用している場であり、一時的に工事車両が増えるものの、工事車両の通行に対して、制限速度の遵 現地調査の結果、工事車両の通行ルートと重複する散策コースは、現状も自動車と人の両方が使

《工事の完了後》

【自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度】

ことから、車両の通行は現況と変化は少ないと予測する 工事の完了後は、調査を実施した散策コース全てにおいて、関連車両の通行はないと想定している

策コースの利用状況は混雑しておらず、現状に余裕があると考えられることから、評価の指標を満足す なお、供用後は約850戸の住戸が建設され、住民及び商業施設利用者の増加が見込まれるが、散

表 9 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目 を達成することが可能であり、これ以外の品目についても不要材の減量や分別の徹底に努めることか クル推進計画」の目標値(アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊 99%以上、建設発生木材 99%) る等、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすことで、「東京都建設リサイ る。これらの解体に伴う廃棄物は分別を徹底し、再利用可能なものについては可能な限り再利用を図 ら評価の指標を満足するものと考える 《工事の施行中》 ・既存建造物の解体に伴う廃棄物 【建設廃棄物・建設発生土の排出量、再利用量及び処理・処分方法】 既存建造物解体に伴う廃棄物の排出量は、約 32,500t、このうち再資源化量は約 31,000tと予測す 評価の結論

満足するものと考える。

建設リサイクル推進計画」の再資源化目標値(88%)の達成が可能と判断できることから、評価の指標を

士は、受入機関の受け入れ基準の適合を確認したうえで場外に搬出して処理する計画とし、「東京都

建設発生士の排出量は、約 103,600m³、このうち再資源化量は約 91,200m³と予測する。建設発生

り「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化目標値(96%)の達成が可能と判断できることから、評 価の指標を満足するものと考える。 外に搬出して産業廃棄物として処理する計画であるが、再資源化施設等に搬出して処理することによ 建設汚泥の排出量は、約 4,900m³、このうち再資源化量は約 4,700m³と予測する。建設汚泥は、場

室効果ガスの排出抑制が図られるものと考える。

ー措置、効率化設備の省エネルギー措置等により温室効果ガスの発生量の削減に努めることから、温

住宅用途、住宅以外の用途とも、建築的手法による省エネルギー措置、設備システムの省エネルギ

住宅以外の施設の供用に伴う温室効果ガス排出量は約2,418t-CO₂/年、削減量は1,399t-CO₂/年

建設工事に伴い生じる廃棄物

京

都

公

報

図る、許可業者に委託し再資源化する等、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務 を果たすことで、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(アスファルト・コンクリート塊及びコンクリ これらの建設廃棄物は分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を や分別の徹底に努めることから、評価の指標を満足するものと考える -ト塊 99%以上、建設発生木材 99%)の達成が可能であり、これ以外の品目についても不要材の減量 建設工事に伴い生じる廃棄物の排出量は、約 3,400t、このうち再資源化量は約 3,200tと予測する。

示される「事業者の責務」、「事業者の役割」の内容を満足するものと考える。

する条例」、「東京都地球温暖化対策指針」、「東京都建築配慮指針」及び「品川区環境基本計画」に

以上のことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関

また、住宅用途については「住宅の品質確保の促進に関する法律」に基づく、省エネルギー対策等

(次項に続く)

環境に及ぼす影響の評価の結論

11. 廃棄物 12. 温室効果 ガズ 項目 務を果たすことで、評価の指標を満足するものと考える。 遵守し、廃棄物の減量や適正分別、保管場所の管理を徹底する等、関係法令に示される事業者の責 法律」(昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号)、「東京都廃棄物粂例」(平成 4 年 6 月 24 日 条例第 《工事の完了後》 140 号)、「品川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」(平成 11 年 条例第 24 号)等の法令等を 《工事の完了後》 【施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギー使用量の程度及びそれらの削減の程 【施設の供用に伴う廃棄物の排出量、再利用量及び処理・処分方法】 施設の供用に伴い廃棄物は約7,760kg/日発生すると予測する。「廃棄物の処理及び清掃に関する 表 8 評価の結論

●東京都告示第千三百三十七号

う。)及びその概要の提出があり、 十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づ の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、 について、環境影響評価書案(以下「評価書案」とい 五十二条の規定により、次のとおり告示する。 東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九 (仮称)小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業 条例第四十九条第一項 条例第

令和三年十一月二日

東京都知事 小 池 百 合子

事業段階関係地域の範囲

品川区 小山六丁目、荏原一丁目、荏原二丁目、荏原目、小山三丁目、小山四丁目、小山二丁目、小山二丁目、小山二丁田、小山二丁田、五反田四丁目、西五反田四丁目、西五反田五丁目、小山台一 中延一丁目、中延二丁目及び西中延一丁目の目、荏原七丁目、平塚二丁目、平塚三丁目、 三丁目、荏原四丁目、荏原五丁目、荏原六丁

目黒区 原町一丁目の区域五丁目、目黒本町三丁目、目黒本町六丁目、下目黒五丁目及び日黒本町三丁目、目黒本町四丁目、目黒本町

事業者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在

小山三丁目第二地区市街地再開発準備組合

理事長

品川区荏原三丁目五番十五号 星野屋ビル二階

対象事業の名称及び種類

高層建築物の新築 (仮称) 小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業

7

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、

品川区小山三丁目に位置する約一・六へ

ものである。 益施設、駐車場等を新築し、複合的な市街地を形成する クタールの事業区域において、 共同住宅、 商業施設、 公

五. 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

水循環、日影、電波障害、 事業者は、 い、その結論は別記のとおりである。 い活動の場、 大気汚染、 廃棄物及び温室効果ガスについて評価を 騒音・振動、 風環境、 景観、自然との触れ 土壌汚染、 地盤、

評価書案の縦覧 期間

令和三年十一月二日から同年十二月一日まで。 二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く 日曜日、 土曜日及び国民の祝日に関する法律 昭

 (\Box) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

 (\equiv) 場所

ア 品川区都市環境部環境課

品川区広町二丁目一番三十六号

目黑区環境清掃部環境保全課

イ

目黒区上目黒二丁目十九番十五号

ゥ

東京都環境局総務部環境政策課 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

七 都民の意見書の提出

(--)提出方法

持参、郵送又は電子メール

記載事項

ア

氏名及び住所 代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務

(法人その他の団体にあっては、

所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

 (Ξ) 期限

令和三年十二月十六日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三-八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

イ 電子メー

送付先、件名等は、 東京都環境局ホームページに

掲載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessme

nt/reading_guide/index.html

別記(原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。 対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺地域

<u>=</u>

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1(1)~(8)に示すとおりである。

環境に及ぼす影響の評価の結論

1. 大気汚染 ΘΞ 建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中 事の施行中 評価の結論

であり、評価の指標(1 時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を満足している。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率は33.2~38.8%である。 酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は 0.04848~0.05130ppm

工事の実施にあたっては、建設機械は最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努める、建設機械のアイドリングストップを作業員に周知徹底する等の環境保全のための措置を実施し、影響の低減に努める。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は 0.04832~0.04979mg/m³であり, 評価の指標(1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³以下)を満足している。将来予測濃度(年平均値)に対する建設機械の稼働による寄与率は 8.2 \sim 11.4%である。

ユ事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中 濃度

0

二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は 0.03888~0.03984ppm であり、すべての地点で評価の指標(1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を満足している。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両による寄与率は0.45~1.43%である。

| 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は 0.04507~0.04511mg/m³であり、すべての地点で評価の指標(1 時間値の 1 日平均値が0.10mg/m³以下)を満足している。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用車両に |0.10mg/m³以下)を満足している。将来予測濃度(年平均値)に対する工事用 よる寄与率は 0.01~0.03%である。

(2)工事の完了後 ① 駐車場の供用

① 駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中濃度 二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は 0.03929ppm であり、評価の治標(1 時間値の1 日平均値が0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下)を満足している。将来予測濃度(年平均値)に対する駐車場利用車両の走行による寄与率は 0.1%未満である。 浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の2%除外値)は 0.04516mg/m³であり、評価の指標(1 時間値の1 日平均値が 0.10mg/m³以下)を満足している。将来予測濃度(年平均値)に対する駐車場利用車両の走行による寄与率は 0.1%未満である。

関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中濃度

0

二酸化窒素の将来予測濃度(日平均値の年間 98%値)は0.03844~0.03908 ppmであり、すべての地点で評価の指標(1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下)を満足している。将来予測濃度(年平均値)に対する関連車両による客与率は0.02%である。

浮遊粒子状物質の将来予測濃度(日平均値の 2%除外値)は 0.04506~0.04509mg/m³であり、すべての地点で評価の指標(1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³以下)を満足している。将来予測濃度(年平均値)に対する関連車両による奢与率は、この。 0.01%未満~0.01%である

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

評価の結論

7.

騷音·振動 温 ш

(1)工事の施行中

① 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動

・ 験地境界における建設機械からの騒音レベル(L_{A3})の最大値は、解体工事ピーク験地境界における建設機械からの騒音レベル(L_{A3})の最大値は、解体工事ピーク時(工事着工後 8~9 ヶ月目)で 684B、新柴工事ピーク時(工事着工後 29 ヶ月目) で67dBと予測し、いずれも評価の指標(解体工事85dB、新築工事80dB)に適合す

敷地境界における建設機械からの振動レベル(Lio)の最大値は、解体工事ピーク時(工事開始後 8~9 ヶ月目)で 67dB、新築工事ピーク時(工事着工後 29 ヶ月目)で 65dBと予測し、いずれも評価の指標(解体工事 75dB、新築工事 70dB)に適合す

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動

ヶ月目)が 62~67dB、南街区・全体ピーク時(工事着工後 62ヶ月目)が 61~67dBと予測し、すべての地点で評価の指標(65dBまたは 70dB)に適合する。 工事の施行中の道路交通騒音レベル(Lasq)は、 , 北街区ピーク時(工事着工後

28

工事の施行中の道路交通振動レベル(L₁₀)は、北街区ピーク時(工事着工後ヶ月目)が昼間 43~49dB、夜間 42~45dB、南街区・全体ピーク時(工事着工後ヶ月目)が昼間 43~48dB、夜間 42~45dB と予測し、すべての地点で評価の指(昼間 65dB、夜間 60dB)に適合する。 28 62

)工事の完了後 施設の稼働に伴う騒音

敷地境界における施設からの騒音レベル(Las)の最大値は、敷地境界北東側(第一種住居地域)で32dB、敷地境界南西側(商業地域)で34dBと予測し、いずれも評価の指標(45dBまたは50dB)に適合する。 関連車両の走行に伴う道路交通騒音・振動

工事の完了後の道路交通振動レベル(Lin)は、昼間 41~47dB、夜間 40と予測し、すべての地点で評価の指標(昼間 65dB、夜間 60dB)に適合する。 施設の稼働に伴う低周波音

工事の完了後の道路交通騒音レベル(Land)は、昼間 60~67dlと予測し、すべての地点で評価の指標(昼間 65dB または 70dB、

昼間 60~67dB、夜間 54~63dB または 70dB、夜間 60dB または

 $40\sim44dB$

65dB) に適合する。

ベンド音圧アベアは 52~61dB と予測し、いずわも評価の結構 (100dB)に適 敷地境界における施設からの騒音レベル(Lcs)の最大値は 74dB、1/3 オクターフ 合する。

H	が年の許を
32	計画地は、主として店舗、事務所及び住宅等として利用されているが、「事業場台帳等」(品川区環境課)によると、計画地内の一部区域に「水質汚濁防止法」(昭和45年、法律第138号)に係る有害物質を使用する特定施設を有する事業場が立地して
	いることから、既存地域に延因する工場行案のおそれがあるころなる。 工事の実施にあたっては、「土壌汚染対策法」及で「潜民の健康と安全を確保する 環境に関する条例」(以下「環境確保条例」という。)に基づさ、工事着工前までに土 壌汚染状況調査等を実施する計画である。また、工事中に新たな土壌汚染が確認さ れた場合には、シート養生等の余散防止措置のほか、汚染土壌を揚外へ機出する場 合には運搬車両にシート掛けを行う、運搬車両のタイや洗浄を行う等の拡散防止措 置を実施し、関係弦令等に基づき適切に対策を行う計画である。 以上により、汚染土壌の掘削、移動等に伴う土壌への影響は生じないと予測した。 したがって、「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」とする評価の指標に適合 するものと考えられる。
4. 地 艬	(1)工事の施行中 ① 掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度 本事業の掘削工事にはたたっては、狭積砂礫層である約 G.L12m まで掘削し、高本事業の掘削工事にはたたっては、狭積砂礫層である約 G.L12m まで掘削し、高層棟下部に基礎抗を設置するため、地盤及び帯水層に影響を及ぼす可能性が考えられる。そのため、剛性と遊木性の高いソイルミキンソグウオール(SMW)工法を採用し、山留壁を強固な地盤(軟岩層)まで根入れして地下水の湧出を抑制し、地下躯体が構築されるまでは、仮設支保工を施すことで、山留壁及び地盤の変形を防止する計画としている。 以上により、規削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度は小さいと予測した。したがって、地盤沈下又は地盤変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考えられる。
	② 掘削工事に伴3地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度本事業の掘削工事にあたっては、洪積砂礫層である約 G.L12m まで掘削し、高屋棟下部に基礎杭を設置するため、地盤及び帯水層に影響を及ぼす可能性が考えられる。 そのため、剛性と遮水性の高いソイルミキシングウォール(SMW) 工法を採用し、山容摩を確因かつ難落水層である地繋(軟岩層)まで根入れば、掘削部への地下水

の湧出を抑制する計画であるが、必要に応じてディープウェル工法により、地下水の 揚水・排水を行う。さらに、地下躯体が構築されるまでは、仮設支保工を施すことで、 山留壁及び地盤の変形を防止する計画である。 また、基礎杭については、適切な間隔を維持して設置するため、地下水の流況の 変化は小さいものと考える。 以上により、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲

及び程度は小さいと予測した。 したがって、「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさない

こと」とする評価の指標に適合するものと考える。

(2)工事の完了後 ① 地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲 及び程度

高層棟下部に基礎抗を設置するため、地盤及び帯水層に影響を及ぼす可能性が考えられる。計画地及び周辺における地下水は、面的な広がりをもって流れていると考えられ、計画建築物の地下構造物は局所的に存在していることから、広域的には地下水は地下構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。高層棟下部の基礎抗は、適切な問隔を設けて打設を行う計画であり、地下水の流向を妨げるものではないと考える。 工事の完了後においては、洪積砂礫層である約 G.L.-12m まで構造物を設置し、

下の範囲及び程度は小さいと予測した 以上により、地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈

したがって、「地盤沈下又は地盤変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこ とする評価の指標に適合するものと考える

(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

5.水循 浬

(1)工事の施行中
① 掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度
本事業の掘削工事にあたっては、洪積砂礫層である約 G.L12m まで掘削し、高
屠棟下部に基礎杭を設置するため、地盤及び帯水層に影響を及ぼす可能性が考え
られる。そのため、剛性と遮水性の高いソイルミキシングウォール (SMW) 工法を採用
し、山留壁を強固かつ難透水層である地盤(軟岩層)まで根入れして、掘削部への地
下水の湧出を抑制する計画であるが、必要に応じてディープウェル工法により、地下
水の揚水・排水を行う。さらに、地下躯体が構築されるまでは、仮設支保工を施すこと

変化は小さいものと考える。 以上により、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度は小さいと予測 また、基礎杭については、適切な間隔を維持して設置するため、地下水の流況の

で、山留壁及び地盤の変形を防止する計画である。

なお、観測井を設置し、工事着工前から計画建築物の地下構造物設置後までの期間、地下水位の測定を行い、地下水位への影響を監視する。 したがって、「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の

指標に適合するものと考える。

(2)工事の完了後 ② 地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度 ① 地下構造物の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度 工事の完了後においては、洪積砂礫層である約 G.L.-12m まで構造物を設置し、 高層棋下部に基礎抗を設置するため、地盤及び帯水層に影響を及ぼす可能性が考 えられる。計画地及び周辺における地下水は、面的な広がりをもって流れていると考 えられる。計画地突び周辺における地下水は、面的な広がりをもって流れていると考 えられ、計画種築物の地下構造物は局所的に存在していることから、広域的には地 下水は地下構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。高層棟下部の基礎杭は、 適切な間隔を設けて打設を行う計画であり、地下水の流向を妨げるものではないと考

遡した。 以上により、地下構造物の存在による地下水の水位及び流況の変化は小さいと予

指標に適合するものと考える。 したがって、「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の

土地の改変に伴う表面流出量の変化の程度

本事業では、地上部の緑化面積として合計約1,040m²を確保するとともに、雨水貯留槽約744m²を設置して、計画地内に降った雨水の流出抑制及び地下浸透を促進する計画であり、「品川区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基つく必要対験量(692m)を満足する。
以上により、土地の改変に伴う表面流出量の変化は小さいと予測した。
したがって、「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の

指標に適合するものと考える。

	表 1(5)
型角の経験	環境に及ぼす影響の評価の結論

したがって「計画地及び周辺の風漿境に著しい影響を与えないこと」とする評価の 指標に適合するものと考える。	
で出てらって、電気で乗車するが、その場でしている。 反義 にょうしょ こうほんなられ 維持 することができ、 現状の 領域 区分を膨力させることはないものと 予選した。	
当)は0地点であり、建設前と比較すると、領域Bとなる地点が増加し、風躁斑の変化「年によれの、海神の部語をの対策を持たさいとは、治療、2まない。	
層市街地相当)が 41 地点、領域 C(中高層市街地相当)及び領域 D(強風地域相	
地派 (のつだ。 建設後・対策後における風環境は、領域 A(住宅地相当)が 67 地点、領域 B(低中	
超相当) 22 超点、領域 C(中高層市街地相当) 及び領域 D(強風地域相当)は 0	
建設前における風環境は、領域 A(住宅地相当)が 80 地点、領域 B(低中層市街	8. 風環境
るものと考える。	
したがって、「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」とする評価の指標に適合す	
歩となっ	
対策を講じることにより、計画建築物によるテレビ電波の受信障害は解消されるものと	
「第10人。」「大学をは、「大学をは、「大学の人」をは、「ない、「ない、」というない。」とは、「ない、「ない、「ない、」」をは、「ない、「ない、」」をは、「ない、「ない、」」をは、「ない、」という、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」」をは、「ない、「ない、」」をは、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」」をは、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」」をは、「ない、」は、「ない、「ない、」は、「ない、」は、いい、「ない、」は、いい、「ない、」は、いい、いい、いい、いい、いい、いい、いい、いい、いい、いい、いい、いい、いい	
から北北果~北東万同に発生し、東大距離は約 180m、東大幅は約 110m の範囲と 予治 や	
計画建築物の設置により、衛星放送の遮へい障害予測範囲は、計画地敷地境界	
ない部分に収まると予測した。	
局の障害範囲は全て計画地内、隣接する道路上及び隣接地の建築物が立地してい	
最大幅は約 50m、県域局の最大距離は約 130m、最大幅は約 60m と予測した。広域	
県城局ともに計画地敷地境界から南西方向に発生し、広域局の最大距離は約 10m、	
計画建築物の設置により、地上デジタル放送の遮へい障害予測範囲は、広域局、	7. 電波障害
エグ 名言 中国 インタイコーフ・9月 買って 世界で 前 ロン タロップ しくる。	
日男祖里を瀬田十ストレーナイの頭角の指揮に満个十ストのレボッス	
める計画とした。 したがって、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例に定める	
対して建築物の短辺側が向くように角度をつけて配置し、日影による影響の低減に努	
本事業では、高層棟の敷地境界線からのセットバックに加えて、北東側の住宅地に	
街区建築物の複合日影についても、日影規制を満足している。	
地境界から最大約 80m 程度であり、日影規制を満足している。また、南街区及び北	
冬至日に計画建築物により2.5時間以上の日影が生じる範囲は、計画地北側に敷	
建築物により増減する日影時間は、増減なし~約1時間40分増と予測した。	
主要な地点における天空写真をもとに、冬至日の日影時間を予測した結果、計画	6. 田 噘
評価の結論	通田

1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

評価の結論

胀

Wind Design Property Prop
区部に該当し、『趙市部を中心とする風格のある景鶴の形成』を目標とする英域とされ
計画地及びその周辺は、「東京都景観計画」(平成 30 年 8 月、東京都)における
① 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度

9.興 鏣

本事業は、これらの上位計画を踏まえて「駅前ゾーン」におけるランドマークとなる複合施設(共同住宅、商業施設、公益施設、駐車場等)を建設するとともに、計画地内の既成市街地側に広場を設置して、開放感のある線地を確保し、地上部の賑わい演出や交流の場の創出、災害時の一時避難スペースの確保を図る。また、計画地の用でに達載を配置した歩道状空地を確保し、周辺地域との調和に配慮し、験技する小山三丁目第1地区など、計画地周辺と連携した線のネットワークの形成を図る。といしてより、都市部における風格のある景観の形成が図られると予測した。以上により、都市部における風格のある景観の形成が図られると予測した。 ている。また、「品川区景観計画」(平成23年1月、品川区)では、計画地の一部が真点地区「武巌小山駅周辺地区」に該当し、「腰わいぶめがいで楽しく、生き生きとした活力の感じられる街並みの形成』を景観形成の目標としている。さらに、「武巌小山駅周辺地域街並み恭楽指針」において「駅前ソーン」に位置付けられており、「周辺地域からの見え方や他地区とのバランスに配慮しながら、「荏原地区のランドマーク」として機能する形態に誘導する。』、「品川区の西の玄関・賑わい軸の入口となる駅前ソーて機能する形態に誘導する。』、「品川区の西の玄関・賑わい軸の入口となる駅前ソー 住宅市街地に向かっ方針が示されている。 て機能する形態に誘導する。』、『品川区の西の玄関・賑わい軸の入口となる駅前ゾーンを頭頂部とし、これに続く稜線を賑わい軸ゾーンにおいて形成するとともに周縁部の住宅市街地に向かって穏やかにつながっていくスカイラインとなるよう誘導する。』との

以上により、都市部における風格のある景観の形成が図られると予測した。 したがって、「東京都景観計画及び品川区景観計画に示されている方針等に合致 していること」とする評価の指標に適合するものと考える。

② 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度
代表的な眺望地点であるあさひ公園(No.1)、スクエア荏原(No.2)、三谷八幡神社代表的な眺望地点であるあさひ公園(No.1)、スクエア荏原(No.2)、三谷八幡神社(No.3)、真兔目黒繚武線・山駅前(No.4)、目黒石町等(No.5)、清水台小学校町(No.8)、洗足駅前(No.9)からは計画建築物がコ初えなれ、眺望の変化が生じるが、計画建築物は、周辺の高層維築物と一体化したスカイラインの頭頂部を形成し、「在原地区のランドマーク」として当該地域の特徴的な都市景観を形成するものと予測した。また、林武の森公園(No.5)、戸越銀座駅前(No.7)、清水池公園(No.10)からは既存建築物等に遮られ、計画建築物が可視できないことから、眺望の変化への影響がないと考 なる。

桃火る。 したがって、「眺望に著しい影響を与えないこと」とする評価の指標に適合するものと

東

京

都

公

報

③ 圧迫感の変化の程度 現況における形態率(地域全体)は 44.4~63.2%、工事の完了後における形態率 (地域全体)は 46.0~74.6%であり、変化量(地域全体)は-0.6~19.6%と予測した。 また、現況における形態率(計画地内既存建築物)は 15.2~16.4%、工事の完了後における形態率(計画建築物)は 16.0~38.9%であり、変化量(計画地内)は-0.4~

本事業においては、計画建築物は可能な限りセットバックした配置とし、外壁面等の色彩や素材等については、周辺の街並みとの調和に配慮することで、変化量の大きい予測地点No.3 を中心に圧迫感の軽減に努める。さらに、建物外周部には縁を整備することで、圧迫感の軽減が図られるものと考えられる。

|圧迫感の軽減を図ること」とする評価の指標に適合するものと考える。

11

張 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論 評価の結論

10. 自然との 触れ合い 活動の場

浥 ш

Θ)工事の施行中 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

|る旧中| る。工事に伴って、武蔵小山商店街パルムの計画地内部分は一時的に消失するが、 |アーケード工事の期間中には迂回路を整備するなどの対策を講じる計画であり、工事 を軽減できるものと予測した。 の完了後には新しいアーケード及び商業施設が整備されることから、改変に伴う影響 本事業の計画地内には「品川区ウォーキングマップ したがって、「自然との触れ合い活動の場の改変、機能の変化、 原街道とかむろ坂コースの一

著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考える。 利用経路に対し、

自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度

0

る、建設機械は低騒音・低振動型の建設機械を使用する等の環境保全措置を講じる 計画であることから、自然との触れ合い活動の場が持つ機能に与える影響を軽減でき 周辺地域における賑わいのあふれる地域コミュニティの場としての機能や、計画地周辺地域に位置する公園等のレクリエーションや憩いの場としての機能への影響が考え るものと予測した られるが、工事の施行中は施工区域周辺に仮囲い(万能鋼板、高さ 3.0m)を設置す 建設機械の稼働に伴う騒音及び振動等の発生により、武蔵小山商店街パルムの

著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考える. したがって、「自然との触れ合い活動の場の改変、機能の変化、利用経路に対し、

自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

ω

25.64 コースでは歩道や横断歩道などの道路施設により適切な歩車分離が図られていること あり、工事の施行中における工事用車両の主要な走行経路と一部重なるが、これらの 予測する。 ース及び目黒不動と林試の森コースは、主に住宅地内や商店街を通る生活道路で 品川区ウォーキングマップ 私の散歩道」に挙げられている旧中原街道とかむろ坂 利用経路や利用しやすさ(アクセシビリティ)に与える影響はほとんどないものと 計画地周辺に分布する武蔵小山児童遊園、小山四丁目児童遊園、 、荏原

丁目児童遊園、荏三公園、平家公園についても、同様に自然との触れ合い活動の場までの利用経路と工事用車両の主要走行経路が重なる同能性があるが、豚ね歩道や横断歩道などの道路施設により適切な歩車分離が図られていることから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響はほとんどないものと予測した。したがって、「自然との触れ合い活動の場の改変、機能の変化、利用経路に対し、著しい影響を及ぼさないこと」とする評価の指標に適合するものと考える。

(2)工事の完了後 ① 自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度

及び3階部分に、店舗等をアーケード側に正面が向くよう配置する計画である。また、各2階部分に隣接地域へ接続するギャラリー、北街区と南街区をつなべ連絡デッキを整備する。さらに、北街区には多様なアクティビティを見せる開放的な立体広場を、南街区には商業の賑わいに包まれた広場を整備する計画である。 本事業では、武蔵小山商店街パルムに面する計画地の北街区及び南街区の1

れ合い活動の場として充実した環境が形成されると予測した これにより、武蔵小山商店街ベルム及び隣接地域における賑わいの連続性を創出 、回遊性を高め、居住者、就業者、来街者の交流を創出することから、自然との触

創出する計画である。 かな空間を整備することで、周辺の歩行者が日常的に自然に触れられる場を新たに 者空間として整備し、計画地内には広場状空地や壁面緑化、 計画地外周部に設置する緑道や歩道状空地は、植栽を施した緑のある歩行 屋上緑化を含む緑豊

以上により、自然との触れ合い活動の場が持し機能(地域コミュニティの場、アクリ ・ションや想いの場としての機能)は向上するものと予測した

したがって、「自然との触れ合い活動の場の改変、機能の変化、 とする評価の指標に適 合するものと考える。 利用経路に対し、

68 環境に及ぼす影響の評価の結論

表

10. 触れ合い活動の場 Ш 一祭との 6

Ш

り、歩車分離がされていない箇所についても、周辺地域へ事前の周知や注意喚起等の 環境保全措置を実施することから、利用経路や利用しやすさ(アクセシビリティ)に与える 影響はほとんどないものと予測した。 工事の完了後における関連車両の主要な走行経路と一部重なり、利用経路への影響が 考えられるが、概ね歩道や横断歩道などの道路施設により適切な歩車分離が図られてお 一ス及び目黒不動と林武の森コースは、主に住宅地内や商店街を通る生活道路であり 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度 「品川区ウォーキングマップ 私の散歩道」に挙げられている旧中原 私の散歩道」に挙げられている旧中原街道とかむろ坂コ

遊性を高める計画であることから、利用経路や利便性は向上するものと予測した。 キの整備や広場空間の整備等により、武巌小山商店街パルム及び隣接地域における回 駅から武蔵小山商店街パルムまでの利用経路への影響が考えられるが、ギャラリー また、計画地と一部重なる武蔵小山商店街パルムについても、東急目黒線武蔵小山

児童遊園、在三公園、平塚公園についても、同様に自然との触れ合い活動の場までの利用経路と関連車両の主要走行経路が重なる可能性があるが、概ね歩道や横断歩道などの道路施設により適切な歩車分離が図られており、歩車分離がされていない箇所 についても、周辺地域へ事前の周知や注意喚起等の環境保全措置を実施する。 計画地周辺に分布する武蔵小山児童遊園、小山四丁目児童遊園、荏原4丁目

以上により、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響はほとんどない

11. 廃棄物

(1) 工事の施行中

資源化・縮減量は約 332,436m³、再資源化・縮減率 96%)と予測した t、再資源化率 98%)、建設工事に伴う廃棄物の総排出量は 5,249t(うち、再資源化:は 3,840t、再資源化率 73%)、建設発生土の排出量は約 133,200m³(うち、有効利用) は約 117,216m³、有効利用率 88%)、建設発生汚泥の排出量は約 346,287m³(うち、 建造物の解体・撤去に伴う廃棄物の総排出量は 25,277t(うち、再資源化量は 24,703

ニフェストにて確認するなどの措置を購じる。 可を得た産業廃棄物処理業者に委託し、適切に処理・処分するとともに、その事実をマ 解体工事及び建設工事に伴う廃棄物のうち再資源化できないものは、運搬・処分の許

足すること」とする評価の指標に適合するものと考える。 したがって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務等を満

(2)工事の完了後

t/年、再資源化率 31%)と予測した 施設の稼働に伴う廃棄物の年間排出量の合計は1,753t/年(うち、再資源化量は543

を行うための保管場所に適切に保管し、許可を受けた収集・運搬業者に委託し、適切に 処理する。また、共同住宅から排出される一般廃棄物は品川区清掃事務所による収集を 予定している。 工事の完了後における商業施設等から排出される事業系一般廃棄物は、 適正な分別

保管場所等設置届の作成要領」に基づき、適正に設置する。共同住宅については、各階に廃棄物置き場を設置する。 比たがって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務等を満足すること」とする評価の指標に適合するものと考えられる。 事業系一般廃棄物の保管場所は、 、品川区の「再利用対象物保管場所設置兼廃棄物

12.温室効果 ガス

おいても、高効率省エネルギー機器の採用等により全住戸の外皮平均熱貫流率を に、再生可能エネルギーの導入検討を行う計画である。また、計画建築物(共同住宅) (W/(m²・K))以下とするとともに、ERR を 5%以上とする計画である。 地上部、建築物上の緑化を推進し、二 酸化炭素の吸収量の増加を図るととも 0.75

:すること」とする評価の指標に適合するものと考えられる したがって、「地球温暖化対策の促進に関する法律等に定める事業者の責務等を満

●東京都告示第千三百三十八号

出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、 十六号。以下「条例」という。)第四十条第一項の規定に 影響評価調査計画書 基づき、日本電子昭島製作所建物更新計画について、環境 東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九 (以下「調査計画書」という。 次のと)の提

令和三年十一月二日

おり告示する。

東京都知事 小 池 百 合子

事業者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在

代表取締役社長兼COO 日本電子株式会社 大井 泉

対象事業の名称及び種類

日本電子昭島製作所建物更新計画

東 京 都

昭島市武蔵野三丁目

番

公

工場の設置

 \equiv 対象事業の内容の概略

対象事業は、昭島市武蔵野三丁目に位置する日本電子

昭島製作所において、老朽化した既存工場建屋群の建替

えを行うものである。

四 周知地域の範囲

昭島市 玉川町二丁目、築地町、中神町、宮沢町、 蔵野二丁目及び武蔵野三丁目の区域 武

五. 調査、 予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の

地域概況を考慮した結果、大気汚染、 騒音・振動、 土壌

ている。

び温室効果ガスを調査、

予測及び評価項目として選定し 史跡・文化財、

汚染、

日影、

電波障害、

景観、

六 調査計画書の縦覧

(--)期間

日曜日、 令和三年十一月二日から同月十一日まで。ただし、 土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和1

十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。

時間

 (\Box)

午前九時三十分から午後四時三十分まで

場所

 (\equiv)

ア 昭島市環境部環境課

昭島市田中町一丁目十七番 一号

東京都環境局総務部環境政策課

イ

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

七 都民の意見書の提出

(--)提出方法

持参、郵送又はメール送付

 (\Box)

ア 称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務 氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、 名

所又は事業所の所在地

対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

> (\equiv) 期限

廃棄物及

令和三年十一月二十二日

(四) 提出先

7 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三-八〇〇一 新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子メー

送付先、件名等は、 東京都環境局ホームページに

掲載する。

ホームページアドレス

nt/reading_guide/index.html https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessme

公

土地区画整理事業の清算金交付通知書の送付 告

条第一項の規定による東京都市計画事業有明北土地区画整 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百十 に代える公告について

第一項及び同条第二項において準用する同法第七十七条第 理事業の左記の者に対する清算金交付通知書は、送付すべ 五項の規定により、 き場所を確知することができないので、同法第百三十三条 当該通知書の送付に代えて次のとおり

令和三年十一月二日

公告する。

東京都市計画事業有明北土地区画整理事業

施行者 東京都

代表者 東京都知事 小 池 百 合

子

13	令和:	3年11月2	2日(火	曜日)		勇	京	都	公	報					(第174	51号)
胡文豪	劉洋	ショウ・ウ	謝卓鵬	福崎俊章	藤原篤志	濵田孝之	長部恒夫	鈴木真理恵	大崎裕治	裘暁蘭	楊浩	呉陽	大野祐一	李王欣		二 氏名及び判 一 交付期日
東京都江東区有明一丁目五番二-一九一	三六〇五号 東京都品川区北品川三丁目一一番一三-	ワー二、二八階フラットFイ、スター通り九、スタークレスト、タ中華人民共和国香港特別行政区ワンチャ	号免税商務ビル一四〇三中華人民共和国深圳市福田区福華一路六	号 東京都江東区有明一丁目五番二-六〇六	号 東京都江東区有明一丁目五番二-三一一	○七号 ○七号 東京都江東区有明一丁目二番一一-二六	ヴァイコフ一〇五オランダ王国アムステルダム市クローツ	東京都中央区佃二丁目二番八-三〇四号	○六号東京都江東区有明一丁目二番一一-一九	一〇号 東京都江東区有明一丁目二番一一 – 一八	一〇号 東京都江東区有明一丁目二番一一-一八	五〇八弄二〇号三〇一室中華人民共和国上海市松江区梅家浜路一	ーロード二八Cナイジェリア国ラゴス州イコイグローバ	四号	四号東京都江東区有明一丁目二番一一-九一東京都江東区有明一丁目二番一一-九一	判明している最後の住所令和三年十二月二十一日
に代える公告につい	土地区画整	郭曇飛	張丹霞	刘怡君	イロウゲクハ	大屋正彦	真壁孝	中村千津穂		黒田陽子	1	ナド	合同会社 ロ	ン・トゥイ	オン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	孫碧波
告について	土地区画整理事業の清算金交付通知書の送付	屯大街五七号一門四〇二室中華人民共和国黒龍省大慶市龍鳳区卧里	三三号東京都江東区有明一丁目四番二〇-二〇	三三号東京都江東区有明一丁目四番二〇-二〇	一七シンガポール共和国ルクスス丘大通り一	三〇号東京都江東区有明一丁目四番二〇-一七	○一号 東京都江東区有明一丁目四番二○-一一	六	タワー八B、二一フロア、フラットAノーフェインテーベルコラーランノーノ	フェイス六、ソウス、ベルエザ人民共和国香	タワー八B、二一フロア、フラットA八、フェイス六、ベルエアーナンバー八、	ッウス、ベルエア-単人民共和国香港特	福島県白河市新白河二丁目四六番二号	ラ七一、ゴールデン・ウェストレイク、ヴィー、ゴールデン・ウェストレイク、ヴィー	ばイベ、リー、 本社会主義共和	中華人民共和国北京市海淀区学院路三七八号
							クケン 八三番地一株式会社フ 千葉県千葉市花見川区幕張町二丁目二七	九九八百五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	二 氏名及び判明	一 交付期日 令和三年十二月二十一日		東京都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理事業令和三年十一月二日	条第王項の規定により、当該通知書の送生に代えてめのと			条第一項の規定による東京都市計画事業瑞江駅西部土地区土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百十
							張町二丁目二七	丁目ニデ番地一		百 台 寸	1	地区画整理事業	に代えて沙のと	11、11、17)、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、	、同法第百三十通知書は、送付	江駅西部土地区一十九号)第百十一

_	(第17451号)	東	京	都	公	報	令和3年11月2日(火曜日)	14
 及 行								
光 11 								
発 電話 ○三(五三二一)一一一一(代) 郎63 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 番 号								
都								
三 復								
五								
三新 京								
⁻ =								
一 目								
一八一番								
<u>"</u>								
ン 号 都								
邸便番号 ┃ 163-8001 ┃								
定 価								
一本								
箇 号								
郎								
乏 六 料								
を六五								
<u> </u>								
印刷所								
も 泉 勝 活 京								
都美								
≦ 龛 印 ┃								
三丁 株								
五月式								
〇三 —								
电影								
ン 万 任								
(解送料を含む。)印「電話」○三(三八二二)五二○一(代))解13一一箇月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 (優-0の)本号 五○円 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 号001								
FSC ミックス 紙 F8C* C006270								
FSC Eygz								
FSC* C006270								